

## 第2回庄原市行政評価委員会 会議録（摘録）

1. 開催日時 平成26年1月17日（金）  
開 会：14時00分  
閉 会：16時05分
2. 開催場所 庄原市役所 5階 第2委員会室
3. 出席委員 山内文雄 委員（委員長） ・ 荒木和美 委員（副委員長）  
栗部秀道 委員 ・ 小田恵子 委員 ・ 今村舞由美 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席職員 企画課長 兼森 博夫  
管財課長 加藤 孝  
管財課契約係長 東 健治  
企画課政策推進係長 中田 博章  
企画課政策推進係 横山 敬之  
企画課政策推進係 出口 聡
6. 傍聴者 4名
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

## 第2回庄原市行政評価委員会次第

平成26年1月17日(金)14:00から  
庄原市役所 5階第2委員会室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議事

(1) 「県立広島大学研究開発助成事業」について

(2) 「条件付一般競争入札執行事業」について

4. その他

5. 閉 会

## 会 議 経 過

### 1 . 開 会

### 2 . 委員長あいさつ

今日は、まちづくりプランナー・モニター(以下「プラモニ」という。)の集計結果が示されので、市民の皆さんの意向を審査の参考として進めていきたい。

入札事務など、専門的でなじみのない項目もあるが、市民目線で遠慮なくしっかり議論をしていきたい。

### 3 . 議事

#### (1) 「県立広島大学研究開発助成事業」について

資料により事務局が説明

委 員：プラモニの意見の中にもあったが、販売先が旧庄原市内だけであるが、例えば自治振興区でも地域の特色を活かそうという、それぞれの地域で色々な思いを持った方がおられる。広く庄原という思いの中で販売していかないと、折角いいものを作っても広がりが無い。

研究ということになると、研究者の異動があると継続性がなく、目に見えなくなるので、継続的に庄原の地域性を考えて開発を行う必要がある。

また、少人数審査委員では、市民や地域の声を把握できる範囲に限られるのではないかと。もう少し幅広い選任が必要ではないか。

事務局：継続性の確保は、課題であると考えており、事業内容の見直しを行う場合は、補助の対象者を大学の研究者ではなく、協力していただける民間の事業者とするなど、事業者が主体的に商品化や販売ができる方向で考えたい。

委 員：大学の研究は非常に重要であるが、神石高原町の油木高校では、研究者からの提案ではなく、地域の課題や提案を吸い上げ「はちみつ」開発などさまざまな研究がされている。庄原には庄原実業高校もあるので見直しを検討いただきたい。

委 員：先ほどの事務局提案に賛成であり、軸足をもう少し事業者側に比重をかける方向で見直しを行えばもっと効果的な事業になると思う。

委 員：行政評価の実施にプラモニの意見聴取は大変いい仕組みであると思うが、プラモニとしてパソコンで資料を見るのが非常に見づらく工夫が必要と感じた。

地域と連携するものに限定し助成すべきである。

市民の意見は、プラモニである程度雰囲気を感じ取れるが、当事者である大学側の思いも知りたい。

事務局：県立大学に行政評価の対象事業としていることは伝えていないが、歴史もある事業であり、県立大学からは、継続していただきたいという声は聞いている。

委 員：地域の要望と研究者のマッチングの機会をつくる部分にもお金が必要ではないか。マッチングができなれば、たとえいい研究であっても助成事業としては遠慮いただく必要があるかもし

れない。

委員：現在、採択されている研究は、県立大学の庄原キャンパスのみであり、学部の状況からこのような研究テーマとなるのはやむを得ないと思う。助成の採択時点で地域課題に資する部分の成果を強調すると厳しい部分があり、助成事業が活用できなくなるのではないかと思う。どこまで、緩和するか難しいところではあるが、しっかり地域の声を聞いていただき、より可能性が高いもので研究をしていただくことは必要と考える。糖化液の技術を大学から事業者へ譲渡された事例もあり、このようなことを積み上げていくことが必要である。事業というソフト部分にシフトしすぎるとデータ分析など研究という部分が疎かになっても困るので、バランスが大切である。また、予算の範囲内で採択できる件数は全て採択するというのではなく、平成24年度のように成果が見込めるものだけに絞込みを行うことが必要である。

この事業は廃止するよりは、所要の見直しを行い継続する方向性がいいと思う。

委員：費用を要しても市が大学と連携して事業を行うことは必要と考えるが、とにかく成果がでないことが課題であり、事業名称を「研究開発」ではなく「地域おこし」などとしてもいいのではないか。

委員：なぜ県立大学に限定しているのか、資料からは理由が読み取れない。平成17年度に本事業を開始するにあたり、どのような思いがあったのか。

事務局：当時の市長の公約的な要素もあり、県立大学が持っているシーズを活用し、地域課題の解決や活性化を図りたいとの思いでスタートした。

委員：他の自治体でも同様の事業を行っているのか。

事務局：地域との連携はどの大学にも求められており、様々な形態がある。三原市が庄原市の事業を参考にして同様の事業を実施している。

委員：要領に福祉ビジネスとあるが、庄原キャンパスの学部にはまち合わないのではないか。

事務局：この事業は、庄原キャンパスに限らず3キャンパス全てを対象としている。

委員：市民意見では結果的に市民になじみがなく、見えないという厳しい意見となっている。地域に還元してくれれば、どこの大学等でもいいと思うが、なぜ、今の時代に県立大学に限定しないといけないのか。趣旨は、悪いとは思わないが8,000万円という税金を投入する意味がどこにあるのか。

事務局：補足説明を行いたい。平成20年度までは、地域産業の活性化という目的はあったが、地域企業との連携という条件はなく、どちらかといえば県立大学の若い研究者の研究意欲を高めていただくという側面もあり、事業化に至っていない研究も多かった。

委員：先ほどの意見のように大学の研究費もある中で、それが行政の守備範囲なのか議論を行う必要がある。

本助成事業と県立大学との包括協定との関係はどのようになっているのか。

事務局：関係がないとはいえないが、直接、包括協定があるので助成事業を実施しているというものではない。年1回ではあるが、包括協定に基づいて大学側から地域からの要望はないかとの募集があるが、なかなか応募がない現状であり、見えにくい状況ではあると思う。

委員：募集はどのように行っているのか。

事務局：地域課題解決研究という県立大学の事業としての実施されているものであり、毎年4月から5月頃に募集されており、市役所へも地域からの要望を含め応募テーマがあるか照会があり、大学のホームページにも掲載される。また、包括協定もあり、市の各種委員などへの就任や助言について積極的な協力をいただいている。

委員：先ほども意見があったが県立大学側の意向がわからないし、専門家でもなく判断が難しいがマツタケだけで1,000万円を要している。

委員：この委員会で、事業見直し等の評価結果を示した場合、県立大学側はどのような反応が予想されるか。市側が一方的にこのように変更するという手法で行うのか。

事務局：県立大学との関係も考慮する必要があり、説明し理解をいただいた上で、事業の見直し等を行いたい。

委員：県立大学としては、自分たちの研究を買ってもらおうという性質のものだと思うので、この委員会で研究に対して経済的な数値成果に結びついていないということを論じているが、成果については買い手側にも責任があり、買い手側の求めるものをはっきり示し審査を行い助成すべきである。採択したものは買い手側も努力をして活用していくべきではないか。

個々の研究成果の議論ではなく、これまでどおり県立大学から提案されたものに助成する制度でいいのか、助成の制度設計について、今後どうあるべきかを議論すべきではないか。

事務局：市も現在の助成制度は見直す必要があると考えているが、研究であるので100%成功するものではなく、可能性の高いものを選定しないといけない。

県立大学が研究した事業は、ものの価値は、大学が関与したという付加価値があると思うので、ここをどのように見出していくか検討が必要である。

委員：評価委員は成果概要など限られた情報の中で、市民の視点からこの事業をみたときにちょっと金額が大きいという感覚があるので、委員としては一定の方向性を示し、詳細な部分は担当課と県立大学で調整・整理する手法が適切と考える。

委員：評価委員は専門職ではないので、個々の研究成果がどうであるかの評価は難しい。市民代表として選任されているので、プラモニの意見も踏まえ、これまで約8,000万円の血税を投入してきた事業について、税金を使用して実施すべき事業であるかの一点、委員のみなさんにしっかり議論をしていただきたい。

要綱の第7に報告を行うことが規定されているが、どのような成果物が行政に提出されているのか。

事務局：報告書は提出されている。

委員：報告書は今後、研究者が変わっても活用できるものであるのか。これまで、何回も同じようなテーマで研究されており、マツタケだけでも1,000万円を超えており、補助金額に見合った市民が納得できるような成果物があるのか。

事務局：専門的な部分については、大学の研究室に保管されていると思う。

委員：市民として、大学を有する自治体として、どのように連携していくのか常識的な範囲があると思う。

それでは、時間も経過したので、委員のみなさんそれぞれ本日の委員会終了後又は後日に評

価シートを記入の上、提出いただきたい。

(2) 「条件付一般競争入札執行事業」について

資料により事務局が説明

委員：建設事業者から人材や資材が不足しており、手一杯であるという声を耳にする。しかし、地元事業者であるので、採算ベースにのらない工事についても地域を守るという観点から努力している状況にあり、災害復旧工事など大量の工事が発注されると現場代理人などの配置が非常に難しい状況であると思う。

こうした中で、市の担当者によって、提出を求められる書類の種類や量に差が生じているとの声を聞くので、明確な基準を示すことにより効率的な実施が可能ではないか。

事務局：市の監督員が求める書類は、法令や市の規則に基づき提出を求めている。また、建築工事を除き検査時に管財課の主幹がすべてを審査しており、担当者により差異が生じていることはないと考えている。

しかしながら、公共工事については、全国的に一時期の半分程度になり、技術者も減少する中で、発注量は増加傾向にあることから、大変苦慮されている状況は把握している。

委員：市の自己評価意見に賛成で、地域経済を考慮すると地元事業者を守っていかないといけないと思うので、現行の制度を継続することを前提にもう少し違う側面から意見を伺うなどの対応が必要だと思う。

委員：地元の工事を顔の見える地元の事業者が実施することにより、市民も安心感があると思う。しかしながら、事業者側にも経営努力をしていただく必要もあるのではないか。

委員：自分たちの生活は、お互いに支え合い成り立っており、電化製品にしても三次や福山の量販店で買った方が安いかもしれないが、いざという時に対応いただける地域の店を大切にしている。現在の条件付制度で実施すべきと考える。

委員：応札者がゼロの入札があるか。

事務局：正確な数字は持ち合わせていないが、毎年1・2件程度ある。

委員：私が感じているのは、地元の工事なので努力し参加しているのが現状であり、その思いはくみ取らなければならないと思う。電気製品の話がでていたが、庄原市にも大手家電量販店が出店したが都会の経営手法をそのまま地方で展開したため地域に受け入れられなかった。やはり多少高くても地域の事業者を大切にすることが地域を守ることに繋がると考える。

委員：市民意見でも小さな事業者が参加しづらいとの意見もあり、庄原市内でも大手が独占するような状況になれば集約が進むだけになるので、しっかり検証していただきたい。

委員：この条件付一般競争入札制度は、平成19年度から開始された事業であるが、それ以前の制度について説明願いたい。

事務局：平成18年度以前は、指名競争入札で市が指名した事業者による入札を実施していたが、全国的に公平性・透明性の観点から課題が生じたとのことで、本市でも平成19年度から条件付一般競争入札制度を導入した。

委員：平成18年度以前は、地元業者を優先する制度はあったのか。

事務局：指名競争入札でも市内の事業者を指名していた。

委員：130万円以上との規定があるが、130万円の根拠はなにか。

事務局：地方自治法の規定により、130万円未満は随意契約ができる旨の定めがある。

委員：130万円未満については、随意契約で以前から地元事業者を指名する制度があったという理解でいいか。

事務局：そうである。

委員：一者入札が多いという状況に課題があるということでもいいのか。

事務局：一者入札が多いということと落札率が高い傾向にあるということが課題と考えている。なお、一者入札については制度として否定をされたものではなく、一者入札でも入札は成立するという考え方が一般的である。

委員：県内の市町でこの制度はどの程度導入されているのか。

事務局：資料は持ち合わせていないが、9割方で実施されている。

委員：地元事業者を優先する制度は、大都市ではあまり導入されていないのか。

事務局：大都市においても金額により、地元事業者を優先する条件を付しているケースが多い。

委員：担当課の評価欄に「他の条件の内容を検証し」とあるが、他の条件とはどのようなものを指しているのか。

事務局：1人の技術者の方が担当する工事数に制限があるが、これを緩和させることが考えられる。また、市内の事業者であっても旧市町の地域により参加者を制限している。例えば、東城の工事であれば、東城地域と隣接する庄原地域、西城地域、総領地域の事業者が参加可能となる制度であり、これを撤廃することや総合評価方式による入札の場合、該当地域の事業者の加点が大きくなる制度となっておりこれらの見直しを行うことが考えられる。

委員：それらの制限は実施要綱に規定がないが、どこで定められているのか。

事務局：庁内組織である庄原市建設業者等選定審査会において決定している。

委員：要綱等でなく庁内での検討だけで決定する手法は適当なのか。

事務局：庄原市に限らず、審査会を設けて実施するのが一般的である。

委員：一者入札が多いという状況の中、一方では参加者を絞るとするのは適当なのか。

事務局：現行の制度に課題があり、緩和していくことが必要と考えているが、緩和しすぎると小規模な事業者が参加しにくくなるといった懸念もあり、どのような手法でバランスをとるかが検討課題である。

委員：事業者からは、条件を緩和すれば参加しやすくなるといった声があるのか。

事務局：公式に意見聴取は行っていないが、通常の業務の中でそのような意見も聞いている。

委員：昔に比べ条件が明確になっており、事業者としては参加しやすくなっているのではないかと。応札がないという状況であれば大きな問題があるが、庄原市では応札がなく不成立となる案件も少なく、技術者の確保という面で苦労されながら事業者も参加されていることを考慮すると、聞き取り等により現状を把握しながら、現行制度で実施してもいいのではないかと考える。

委員：このような課題について事業者側から意見を聴取する場があるのか。

事務局：特定の課題がある場合に各事業者に集まっていただき聴取することはあるが、この問題につ

いては、まだ意見聴取は行ってない。

委員長：それでは、本日の審議は、この程度に留め、これで会議を閉じたいと思う。

次回は、平成26年1月27日（月）午後1時30分から開催する。

#### 4．その他

- ・次回審議会 平成26年1月27日（月）開催予定

#### 5．閉 会